(5)　金融商品に関する事項
①　［略］
②　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
③　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6)　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　賃貸等不動産の状況に関する事項
②　賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［(7)～(11)　略］

(12)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報
信用金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［(13)～(22)　略］

［２．～４．　略］

５．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．・８．　略］

３　（年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

(5)　［同左］
①　［同左］
②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［(7)～(11)　同左］

(12)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［(13)～(22)　同左］

［２．～４．　同左］

５．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．・８．　同左］

３　（年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］